〔別添二〕

特殊車両の通行に関する指導取締要領

第一　趣旨

道路法（以下「法」という。）第四七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度（車両制限令（以下「令」という。）第三条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する道路管理者の指導取締りについては、この要領の定めるところによる。

第二　指導取締りの実施

一　道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量計その他の車両計測機器を備えた指導取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的に指導取締りを実施するものとする。

二　道路管理者は、指導取締りを実施するに当たっては、あらかじめ所轄警察署等と協議し、指導取締りの現場に警察官の立会いを求める等緊密な連携を図り、万全を期するものとする。

三　指導取締りの現場責任者には、必ず道路監理員をもって充てるものとする。

四　指導取締りに当たっては、別記様式第一の特殊車両指導取締調書を作成するものとする。

五　指導取締りの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(一)　指導取締りに従事する職員は、服装を統一し、保安帽を着用すること。

(二)　指導取締りに従事する職員のうち、法第七一条第五項の規定により道路監理員に命ぜられている者は、必ず同条第七項に規定する身分証明書を携帯するものとし、「道路監理員建設省」等を表示した腕章を着用すること。

第三　特殊車両を違法に通行させている者に対する道路管理者の措置

一　措置命令

道路管理者は、次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、別記様式第二により、措置命令を行うものとする。

(一)　法第四七条第二項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。

(ア)　当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講ずべきこと。

(イ)　当該特殊車両の構造の一部の取りはずしは積載貨物の分割が不可能である場合は、法第四七条の二第一項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。

(二)　法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を講ずべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。

(三)　道路管理者は、法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき、又は法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第四七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(四)　常習として、法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

積載貨物等の処理

道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、道路管理者の総重量の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等をした場合は、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする。

第四　指導取締結果の報告

一　道路管理者は、措置命令件数及び告発件数について、特殊な車両の通行許可事務処理要領第一〇に基づき、同要領別記様式九により建設省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

二　道路管理者は、告発を行った場合においては、前記一の報告のほか、すみやかに当該告発状その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第七により、建設省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

じめ聴聞を行ったうえ、別記様式第四により当該許可を自ら取り消し、当該許可が他の道路管理者に係るものであるときは、別記様式第五により、当該他の道路管理者に対し、当該違反事実等について通知するものとする。

なお、許可を取消した場合には、すみやかに許可証を返還させるものとする。

(一)　法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(二)　法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第四七条の三第一項の規定により道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

三　告発

道路管理者は、次のいずれかの一に該当する場合においては、当該特殊車両を通行させた者を、別記様式第六（(二)に該当する場合においては、別記様式第六の二）により告発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により告発するものとする。

(一)　法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(二)　法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第四七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(三)　常習として、法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

積載貨物等の処理

道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、道路管理者の総重量の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等をした場合は、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする。

第四　指導取締結果の報告

一　道路管理者は、措置命令件数及び告発件数について、特殊な車両の通行許可事務処理要領第一〇に基づき、同要領別記様式九により建設省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。